

行政学と徳倫理学

——予備的考察と応用研究の意義の検討——

鏡 圭 佑

1. はじめに

本稿の目的は、日本の行政学において徳倫理学 (virtue ethics) の応用研究を進める意義を明確にすることである。2025年3月に公表された拙稿では、行政責任論におけるレスポンスビリティ研究の展開に対する徳倫理学の有用さを検討した (鏡 2025)。本稿では、拙稿の成果を参照しつつ、徳倫理学および行政倫理研究の内容および先行研究についてより詳細に検討したうえで、日本における行政の研究および実務に対して徳倫理学の応用研究がもたらす意義をより包括的に提示したい。

徳倫理学とは、徳 (virtue) を中心とした倫理理論の構築を試みる倫理学の研究領域である。倫理理論とは対象の性質の道徳的な善し悪しおよび行為の正しさと不正さを判断するための体系的かつ一貫した規準である。徳倫理学の理論では、徳および実践知 (practical wisdom) が中心的な概念となる。徳とは行為者の性格上の善い特性を意味する。たとえば、慈善、勇敢さ、公正さおよび誠実さがある。実践知とは、行為者が個別の状況における道徳的な特徴を識別したうえで、必要な諸徳を発揮し、適切な行為を実現するために必要となる知識の総称である。

徳倫理学の歴史は古く、アリストテレス (Aristotle) が『ニコマコス倫理学』において示した理論が原型となっている。近代倫理学では功

利主義 (utilitarianism) および義務論 (deontology) が主流の倫理理論となり、徳倫理学の研究は停滞していた。しかし、1950年代以降に、その意義が再注目された結果、現在では徳倫理学は二つの倫理理論と並ぶ主要な理論として評価されるようになった。

徳倫理学者は、理論を洗練させるだけでなく、それを現実の問題にも応用してきた。たとえば、医療、企業および環境等の領域で生じる倫理的な問題を検討する際に、徳倫理学の理論が参照されている。さらに、アメリカ行政学においても徳の概念を用いて公務員の倫理を考察した先行研究が存在する (鏡 2025: 35-36)。そこでは、公務員が徳を涵養する必要性の主張、および公務員に求められる徳目の考察を中心に公務員のあるべき姿が研究されてきた。

これらの研究に着目して、筆者は行政責任論においてレスポンシビリティの研究を展開するにあたって徳倫理学に基づく行政研究が有用であることを指摘した (鏡 2025)。しかし、拙稿にはいくつかの課題が残されている。そのなかでも、本稿では徳倫理学の全体像をより詳細に示したうえで、行政責任論も含めた行政学全体および行政実務に対して、徳倫理学の応用研究がもたらす意義をより包括的に検討するという課題に取り組む⁽¹⁾。

本稿の構成は以下のとおりである。第2節では、徳倫理学の理論、主要概念および研究の進展を概括的に整理する。第3節では、アメリカおよび日本の行政学を対象に行政倫理に関する研究の到達点を確認する。第4節では、徳倫理学の応用研究が日本における行政の研究および実務に対して有する意義を包括的に検討する。

(1) こうした経緯から、本稿と拙稿には概念の定義および主張等に関していくつかの重複が存在する。自己剽窃を避けるために、各節の冒頭において本稿と拙稿とのアプローチの違いを説明し、引用または註において重複する箇所を示す。

2. 徳倫理学の概観

ここでは、拙稿の記述を発展させる形で、徳倫理学の内容および意義をより詳細に説明する⁽²⁾。具体的には、新たに、第2項で功利主義および義務論との比較を通じた徳倫理学の特徴および意義の明確化に取り組み、第3項で行政学以外の分野で徳倫理学を応用した先行研究の紹介およびそれらの研究が有する意義の検討を行う。

(1) 倫理理論としての徳倫理学

倫理学における一研究領域である規範倫理学では、倫理理論が研究されている。倫理理論とは対象の性質の道徳的な善し悪し、および行為の正しさと不正さを判断するための体系的かつ一貫した規準である。倫理理論には、行為者が人生において直面する倫理的な問いに対して指針を示すことが期待されている。たとえば、人生において追求すべき善い目標とは何か、ある状況においてなすべき正しい行為とは何かを判断したり、過去にある社会で追求されていた価値は善いものだったのか、ある状況においてなされた行為は正しかったのかを評価したりする際の指針となる。

規範倫理学では、さまざまな倫理理論が考案されてきた。代表的な倫理理論として、ベンサム (Jeremy Bentham) およびミル (John S. Mill) が提唱した功利主義を代表とする帰結主義 (consequentialism)、カント (Immanuel Kant) の思想に由来する義務論、ならびにアリストテレスの倫理思想に由来する徳倫理学がある。また、社会契約論 (social contract theory)、ケアの倫理 (care ethics) およびフェミニズム倫理 (feminist ethics) もあげられる (神崎・佐藤・寺本 2023 ; Rachels and Rachels 2015)。

そのなかでも、徳倫理学は古く新しい倫理理論であると言われてい

(2) とくに、本節第1項における徳倫理学の学説史の整理ならびに徳および実践知の定義は拙稿を参照しつつ、それに大幅に加筆した内容となっている (鏡 2025: 34-35)。

る。実際に、その原型は紀元前に古代ギリシャの哲学者であるアリストテレスが『ニコマコス倫理学』において主張した思想にさかのぼる (アリストテレス 2014)。近代になると、功利主義および義務論が有力な倫理理論となり、徳倫理学の研究は停滞した。こうした状況のなかで、1958年にアンスコム (Gertrude Elizabeth Margaret Anscombe) がこれらの倫理理論を中心として発展してきた近代倫理学を批判し、アリストテレスの倫理理論の可能性を指摘する論文を公表した (Anscombe 1958)。この論文をきっかけに、アンスコムと同様の問題意識を有する研究者たちによって、徳倫理学が再び精力的に研究されることになる (Foot 1978; MacIntyre 1981)。

現在では、徳倫理学は規範倫理学において帰結主義および義務論と並ぶ主要理論の一つである。たとえば、アリストテレスの倫理理論を現代に継承しようと試みる新アリストテレス主義 (neo-Aristotelianism) 的立場から書かれた教科書の出版によって標準的な見解が共有されるようになった (Hursthouse 1999 ; Annas 2011 ; van Zyl 2019)。また、新アリストテレス主義以外にも、スロート (Michael Slote) を代表とする感情主義 (sentimentalism) およびスワントン (Christine Swanton) を代表とする多元主義 (pluralism) といった異なる学派も確立し、それらの競合がそれぞれの理論の洗練につながり、徳倫理学全体における多様性の充実にも貢献している (Slote 2001 ; Swanton 2003)⁽³⁾。さらに、後述するように、現実の倫理的な問題を検討する際に徳倫理学の理論を応用する研究にも十分な蓄積がある。

徳倫理学の理論の中心には、徳の概念がある⁽⁴⁾。徳とは、行為者の

(3) sentimentalism および pluralism という名称はファン・セイル (Liezl van Zyl) の教科書を参考にしている (van Zyl 2019)。

(4) 本稿では、感情主義および多元主義ではなく、新アリストテレス主義に基づく徳および実践知の説明を採用する。この理由は、徳倫理学のなかでも新アリストテレス主義に基づく教科書、理論研究および応用研究が標準としての地位を有しているためである。新アリストテレス主義と感情主義および多元主義の間にはさまざまな違いがある (van Zyl 2019)。そのな

内面に根付いた性格上の善い特性を意味する。たとえば、慈善、勇敢さ、公正さ、誠実さ、および実践知（賢慮）がある。徳倫理学では、基本的に、徳に基づいて道徳的な判断および評価が行われる。すなわち、徳倫理学者はある行為者を道徳的に評価する際にその行為者がどの程度まで諸徳を涵養し発揮できているのかといった規準を用いる。さらに、彼女らは個別の行為が正しいか否かを行為者がその状況において求められる諸徳を適切に発揮したか否かで評価する。すなわち、徳倫理学では、善い人物になるためにも、正しい行為をするためにも徳が必要となる⁽⁵⁾。

徳は感情および理性への作用を通じて、行為者に善い行為を実現させる。感情に作用する徳が、性格に関わる徳である（アリストテレス 2014: 57-61）。上の段落で指摘した慈善、勇敢さ、公正さ、誠実さが該当する。他方で、理性に作用する徳が、思考に関わる徳である（*Ibid.*）。前述の実践知こそが、思考に関わる徳のなかでも性格に関わる徳の発揮に関係する⁽⁶⁾。二つの徳の関係は複雑で多面的であるが、その代表的な例を示すと、個別の状況において性格に関わる徳が行為者に善い価値の実現を動機付け、実践知がその価値を実現するための方法を行為者に発見させることで、行為者は適切に行うことができる。以降、徳倫理学の中心概念である性格に関わる徳および実践知の概念を説明するが、性格に関わる徳については単に「徳」と表記する。

かでも、本稿における検討にあたって徳と実践知の関係に関する考え方の違いが重要となる（van Zyl 2019: Chapter 5）。一方で、アリストテレス主義者はすべての徳を発揮する際に実践知が必要不可欠になると主張する。他方で、感情主義では徳の発揮に必要なのは称賛に値する善い感情であり、実践知は必要ないと考える。そして、多元主義者は実践知を要する徳と要しない徳が存在すると考える。

(5) 反対に、冷淡、臆病、不公正および不誠実といった性格上の悪い特性として悪徳（vice）がある。徳倫理学では、悪徳は避けるべき悪い性質であり、悪徳に基づく行為が非難されることとなる。

(6) なお、アリストテレスは実践知以外の理性に関する徳として、技術、学的理解、知恵および知性をあげている（アリストテレス 2014: 233）。

まず、(性格に関わる)徳は行為者を善い価値の実現に動機づける。具体的には、それぞれの徳は特定の善い価値と結びついているため、ある徳を涵養した者はその徳と結びついた価値を望ましいと考え、その価値が争点となる状況に直面した際に、その価値の擁護および促進に強くこだわるようになる(鏡 2025: 34 ; Annas 2011: 100-104 ; van Zyl 2019: 69-70)。たとえば、慈善 (benevolence) という徳は他者の幸福という価値と結びついているため、慈善心のある者は目の前に困窮した他者がいる状況に直面すると、その他者を助けようと試みる。同じように、誠実さ (honesty) は真実という価値と結びついているため、誠実な者は隠ぺい、捏造および改ざんといった対応を嫌悪し、真実を伝えることに強く動機づけられる。

基本的に、徳倫理学者は、さまざまな性格上の特性のなかでどの特性が徳として評価されるのかは時代、文化および地域ごとに相対的であると考えてきた⁽⁷⁾。たとえば、古代ギリシャでは知恵、勇気、節制および正義からなる四枢要徳 (cardinal virtues) が中心的な徳目であった。キリスト教では信仰、希望および愛といった徳目が対神徳となる(宮本 2002: 807-808)。他方で、日本を含めたアジアの文化に広範な影響を与えてきた儒教では仁、義、礼、智および信の五常を中心とする徳目が重視されてきた(土田 2011: 第2章)。さらに、徳倫理学の応用研究を通じて、医者、弁護士、教師および公務員といった専門職ごとに求められる徳目が研究されている。

(7) したがって、本稿における諸徳の説明それ自体も文化相対的である点に留意されたい。具体的には、諸徳を定義するにあたって西洋的な伝統を踏まえた徳倫理学の教科書を参照にしている (Hursthouse 1999 ; Annas 2011 ; van Zyl 2019)。

さらに、徳の相対性を踏まえると、アメリカと日本の行政を取り巻く文化および制度等に違いがある以上、両国の間で公務員に求められる徳目およびそれぞれの徳の内容は異なることが分かる。したがって、第3節で紹介するアメリカ行政倫理研究における徳倫理学の応用研究の成果を日本における行政の研究および実務に対して直接導入することには慎重になる必要がある点を指摘しておきたい(鏡 2025 : 38)。

つぎに、実践知とは、個別具体的な状況において諸徳を通じて見出された善い価値をどのように実現すべきかを判断するために必要となる知識の総称である。実践知の概念にはさまざまな形態の知識が含まれているため、その定義は難しい (van Zyl 2019: 78)。しかし、基本的には、アリストテレスが説明するように、「然るべき時に」「然るべき事柄について」「然るべき人に対して」「然るべき目的のために」「然るべき仕方」で徳を発揮し、行為するための知識である (アリストテレス 2014: 80)。すなわち、実践知は個別の状況ごとに異なる「然るべき」の諸要素に対する行為者の判断を助けて、行為者が有する諸徳を正しい行為につなげるための知識といえる。

たとえば、拙稿でも説明したように、慈善という徳を適切に発揮するためには、本当に困っている人を識別し、その人に必要な援助を見極め、状況が解決する程度に、その人の尊厳を尊重する仕方援助を提供しなければならない (鏡 2025: 34)。また、誠実な者は常に無分別に真実を口にする者ではなく、実践知の発揮を通じて、適切なきに、伝えるべき者にのみ、周囲への影響を考慮する仕方、真実を伝えるべきか否かを判断できる者である。さらに、慈善または誠実さを涵養し、それらに基づいて行為するためには、当事者はそれらが求められる状況に直面する前に、あらかじめ、他者の幸福または真実という価値が実現されるべき善い価値であることを正しく理解しておく必要がある。実践知には、そうした事柄を理解するための知識も含まれる (鏡 2025: 35 ; van Zyl 2019: 80-81)。

さらに、実践知は個別の状況において諸徳を調整する働きを有している。たとえば、ある状況において複数の徳またはそれと結びつく諸価値の間でジレンマが発生した場合に、それらを秩序付け、一つの目標へと統合する働きが実践知にはある (鏡 2025: 35)。さらに、ある徳を発揮するためにはその徳以外のほかの諸徳も同時に発揮する必要がある状況において、関連する諸徳を適切な行為に向けて調整するための知識も実践知に含まれている (Russell 2021)。たとえば、ある人が他者

に対して悪い知らせを伝えるとき、誠実さ以外にも、思いやり、勇敢さおよび如才なさといった諸徳が必要となる。ここで思いやりが強すぎたり、如才なさが弱すぎたりすると、誠実な行為に失敗するおそれがあるため、実践知を通じた諸徳の調整が必要となる。

以上、倫理学における徳倫理学の位置を概観し、その理論の中心となる徳および実践知の概念を確認した。上述のように、古代に誕生した徳倫理学は近代以降にその意義を再評価されることとなった。つぎに、そうした再評価が進むきっかけとなった徳倫理学が有する特徴および意義を確認する。

(2) 徳倫理学の特徴および意義

倫理理論としての徳倫理学が有する特徴および意義を理解するためには、ほかの倫理理論との比較が有用となる。倫理学の教科書の多くでは、代表的な倫理理論として、帰結主義、義務論および徳倫理学が取り上げられる。上述のように、徳倫理学はほかの二つの倫理理論の限界を指摘する研究者によって代替的な倫理理論として提示され、注目されてきた。こうした経緯に着目し、帰結主義の代表的な理論である功利主義および義務論との比較を通じて、徳倫理学の特徴および意義を整理したい⁽⁸⁾。

功利主義とは、「最大多数の最大幸福」という有名な言葉が示すように、社会における幸福の総量の増減を道徳的な善し悪しの規準とし、その規準を行為の結果に適用することで、その行為の正しさと不正さを判断する立場である。功利主義では、行為者は行為に先立って、その行為が社会全体にもたらすであろう結果を計算する必要がある。す

(8) 功利主義および義務論を説明するにあたって、赤林朗および児玉聡が編集した教科書の第I部を参考にした(赤林・児玉・編 2018)。ただし、倫理学者ごとにそれぞれの理論の説明の仕方には違いがあり、それぞれの倫理理論の内部にはその理論を洗練させた派生的な理論が数多く存在する。したがって、ここでの説明はあくまでも功利主義および義務論の典型例と徳倫理学との概括的な比較にとどまる点に留意されたい。

なわち、ある行為が社会における幸福の総量を増大させたり不幸の総量を減少させたりするならば、その行為は正しい。反対に、幸福の総量を減少させたり、不幸の総量を増大させたりするならば、その行為は正しくない（不正である）。功利主義者は、行為それ自体の特徴ではなく行為がもたらす結果に焦点を当てて、行為の道徳性を評価する。

他方で、義務論とは、その行為が義務に基づいているか否かで、行為の正しさと不正さを判断する立場である。義務論的な思考において、あらゆる行為は義務論的制約および義務論的特権のいずれかに該当する。義務論的制約とは、正しい行為と不正な行為の特徴が列記されたリストのようなものである。たとえば、無危害の義務、善行の義務、ならびに誠実および忠誠の義務などが典型的な項目となる（奈良 2018: 36）。義務論的制約が及ぶ領域では、行為者はその制約で義務付けられた行為をしなければならず、禁止された行為をしてはならない。他方で、義務論的制約が及ばない範囲は義務論的特権となり、そこでは行為者による自由な選択および行為が許容される。功利主義とは対照的に、義務論者は行為がもたらす結果ではなく、行為それ自体が有する特徴に評価の焦点を当てる。

倫理学の教科書では対照的に説明される功利主義および義務論には、一般主義（generalism）および行為重視といった共通点がある。一般主義とは、適切な道徳的原理があってはじめて道徳的な思考および判断が可能になると考える立場である（Dancy 2004: 7）。功利主義は社会における幸福の総量の増加を目指す功利原理を、義務論は義務論的制約を道徳原理とする一般主義であるといえる。一般主義では、規範倫理学の主な役割は道徳原理の発見および洗練にあると見なされる。つぎに、功利主義および義務論では行為の考察を重視する。すなわち、これらの研究では、ある状況において行為者がなすべき正しい行為とはどのような行為なのかが研究の中心となる。功利主義者および義務論者は自らが採用した道徳原理があらゆる行為の状況に適用可能か否かを確認するためにこうした考察に従事する。その志向の典型として、

いわゆる「トロッコ問題」の検討がある。

以上のような功利主義および義務論と比較した場合に、徳倫理学には四つの特徴がある。すなわち、①行為者の善い性格の重視、②個別具体的な状況の重視、③倫理的成熟と教育の重視および④行為者の人生全体における善の重視である。これらの特徴から、功利主義および義務論と比較した場合の徳倫理学の強みあるいは意義を見出せる。

第一に、徳倫理学では行為よりも行為者とその性格を重視する。上述のように、功利主義者および義務論者は正しい行為をもっぱら検討してきた。他方で、徳倫理学では善い行為者に着目し、彼女らが備える性格上の特性を考察してきた。性格への着目によって、徳倫理学は日常における人びとの道徳的な営みに親和性が高く、直観的に理解しやすい理論となる。なぜならば、形而上学的な道徳的原理とは異なり、性格は人びとのなかに実在し、現に人びとは善い性格を備え発揮する人を称賛し、悪い性格に基づいて行為する人を非難しているからである (van Zyl 2019: 7-8)。ただし、徳倫理学者は、正しい行為とそれを導く道徳的指針の問題を無視しているわけではない。実際に、ハーストハウス (Rosalind Hursthouse) は徳の概念に基づいた行為の指針として、v-rule を考案し、その有用性を検討している (Hursthouse 1999: 35-39)⁽⁹⁾。

第二に、徳倫理学では個別具体的な状況および行為の文脈が重視される。基本的に、功利主義者および義務論者はあらゆる状況に適用できる普遍的な道徳原理の考案を試みる。したがって、原理があらゆる特殊な状況に適用できるように、その普遍性を向上させるための研究が進められてきた。しかし、アリストテレスは自然科学的な事柄につ

(9) v-rule とは、個々の徳および悪徳から生じる行為の指針を意味する (Hursthouse 1999: 35-39)。具体的には、「誠実な行為をせよ」「慈善心のある行為をせよ」「思いやりのある行為をせよ」および「不誠実な行為をするな」「無慈悲な行為をするな」「不親切な行為をするな」といった形で示される規則である (Ibid.: 36)。

いては一般的な法則が成り立つ一方で、人間の選択および行為の領域については「大抵の場合」にのみ成り立つ程度の法則しか示せないと指摘した（アリストテレス 2014: 22）。現在でも多くの徳倫理学者がアリストテレスの見解に同意する。そのため、彼彼女らは一般的な原理ではなく、個別具体の状況における道徳的な特徴を識別し、実現すべき価値および適切な手段を発見するための徳および実践知を重視し、その内容および作用について研究を進めてきた。

第三に、徳倫理学では行為者の成熟を重視する。アリストテレスを含めた徳倫理学者は、行為者が徳および実践知を習得するためには、長期にわたる習慣づけが必要になると考える（アリストテレス 2014: 64-66 ; Annas 2011: 12-15）。この考えの背景には、徳および実践知は、行為者がさまざまな状況において有徳な行為を試みて成功または失敗するといった経験を積み重ねるなかで徐々に行為者の内面に根付いていく性向であるという想定がある。こうした習慣づけにどの程度まで取り組めたのかによって、行為者ごとに徳および実践知の習熟度合いに違いが生じることになる。たとえば、理想的な聖人、十分に有徳な者、ほどほどに有徳な者、または悪徳に染まり切った者が存在する。そのため、徳倫理学者は行為者をより有徳にするための倫理的な教育に関する研究を進めてきた（Carr and Steutel eds. 1999 ; Harrison and Walker eds. 2018）。

第四に、徳倫理学ではその行為者の人生全体にわたる善が重視される。功利主義および義務論では「トロッコ問題」のように、特定の状況における一回限り（one-shot）の場面での行為が主な検討の対象となる。そこでは、その行為者がどのような人物であり、どのような人生を過ごしてきたのか、ある状況においてある行為を選択した場合に、その行為者の今後の人生にどのような影響が及ぶのかは基本的に検討の対象にならない。他方で、アリストテレスは倫理学の目的を善い人生の探求に置き、善い人生における徳の重要性を強調した（アリストテレス 2014: 35-42）。こうした倫理的な探求の中心に善い人生に関する

考察を置く考え方をエウダイモニズム (eudaimonism) と呼ぶ。新アリストテレス主義を中心とする徳倫理学者の多くがエウダイモニズムを採用しており、行為者の徳の涵養および正しい行為を検討する際に、その行為者のそれまでの人生およびこれからの人生における善さを考慮の対象に含める傾向がある (Hursthouse 1999)。

以上が功利主義および義務論と比較した場合の徳倫理学の特徴および意義となる。これらの意義が評価された結果、徳倫理学は応用倫理学においても主流のアプローチとなっていく。

(3) 徳倫理学の応用研究

倫理学には規範倫理学と並ぶ研究領域として、応用倫理学がある。応用倫理学とは、現実において生じている問題を倫理的に考察する研究領域である。主要な分野としては、医療倫理、生命倫理、環境倫理、経営倫理、職業倫理および技術者倫理等がある。応用倫理学における方法のなかでも、功利主義、義務論および徳倫理学といった倫理理論を現実の問題に応用して、問題を考察したり、何らかの提言をしたりする研究が一つの有力なアプローチとなっている。

1960年代における再注目以降、徳倫理学の理論は社会におけるさまざまな問題に応用されてきた。初期の代表的な成果としては、フット (Philippa R. Foot) による安楽死に関する研究およびハーストハウス (Rosalind Hursthouse) による妊娠中絶に関する研究がある (Foot 1977 ; Hursthouse 1991)。徳倫理学には上述した特徴および意義があるため、これらの応用研究はそれ以前から蓄積されていた功利主義および義務論を用いた応用研究とは異なる知見を生み出すことに成功した⁽¹⁰⁾。さらに、安楽死および妊娠中絶以外の社会的な問題に対しても徳倫理学

(10) とくに、オークリーおよびコッキング (Justin Oakley and Dean Cocking) は、専門職倫理における功利主義および義務論の応用研究に対する徳倫理学の応用研究の強みを検討している (Oakley and Cocking 2001)。

の応用研究は進められている。たとえば、近年、環境問題に対する徳倫理学の応用が注目されている (Sandler 2007 ; van Zyl 2019: Chapter 10)。

さらに、徳倫理学を用いた職業倫理の研究も数多く存在する。代表的な研究である *Virtue Ethics and Professional Role* では、医療従事者および法曹が主な検討の対象となっている (Oakley and Cocking 2001)。ほかにも、看護師 (Peterson, Arthur and Varghese 2022)、教師 (Peterson and Arthur 2021) およびソーシャルワーカー (Banks and Gallagher 2009) といった職業に対する応用研究が一例としてあげられる。職業倫理への応用研究では、「当該職業に従事する者に徳が必要となる理由の説明、当該職業に求められる徳目の考察、職務の遂行において有徳に行為するにあたって直面する困難の指摘、そうした困難に対処する方針の考察、および徳を涵養する方法の検討が中心的な課題となる」(鏡 2025: 35)。

近年、日本の社会科学においても徳倫理学の応用研究に対する関心は高まっている。たとえば、『徳と政治—徳倫理と政治思想史の接近—』では、政治思想史および現代の政治理論における徳の議論が紹介され、貧困問題、情報化社会、自然科学、教育、戦争および動物といった広範なテーマにおける徳の応用が検討されている (菊池・有賀・田上・編 2019)。さらに、教育学においても徳に着目する研究は多く、その広範な関心は『徳の教育と哲学—理論から実践、そして応用まで—』にまとめられている (立花・編 2023)。

さらに、経営倫理学においても徳倫理学の応用研究が増加している。たとえば、杉本俊介は、ハーストハウスによる道徳的なジレンマの分析を内部告発の問題に応用した研究、組織体が有する徳に着目して組織不祥事を評価する枠組みを提示した研究、および企業の掲げる経営理念のサーベイから日本企業が重視してきた徳目を検討した研究を公表している (杉本 2017, 2022, 2023)。また、大塚祐一は、ソロモン (Robert C. Solomon) による経営に対する徳の応用研究を紹介したうえで、徳倫理学において重要となるインテグリティの概念を整理した研究お

よび稲盛和夫の経営哲学を徳倫理的に考察する研究を公表している（大塚 2017, 2019, 2022）。

本稿の目的は公務員という職業に対する徳倫理学の応用研究の意義を示すことにあるため、職業倫理の研究において徳倫理学が選択される理由について検討しておきたい。

第一の理由として、端的に、有徳な職業人は望ましい。ほとんどの職業人は顧客、上司、同僚、部下等のさまざまな対人関係のなかで職務を遂行するため、そうした関係の維持発展に資する善い性格の涵養が奨励される。さらに、拙稿で公務員を例に説明したように、徳は職業人が自らの有する情報、知識および技術を善い価値の実現に向けて行使するように動機付け、悪い目的のために用いることを妨げるため、望ましい（鏡 2025: 37）。とくに、高度に専門的な知識および技術を有し、それを行使する特権を認められた専門職、ならびに判断および行為の結果によって人びとの人生を左右したり社会に広範な影響を及ぼしたりする職業人に対して高い水準の徳および実践知が社会的に要請される。

第二の理由として、徳倫理学の応用により、ある職業に固有の文脈を踏まえた上で倫理的な問題を検討できる。それぞれの職業には、特有の歴史、文化、規範、制度および組織等がある。それらの特殊な諸要素が形作る文脈のなかで、職業人は職務を遂行し、倫理的な問題に取り組み、成熟していく。上述のように、功利主義および義務論は一般主義的であるため、そうした文脈を十分に考慮できずに、職業における固有の要素を捨象して倫理的な問題を検討すると批判されてきた⁽¹¹⁾。他方で、上述のように、徳倫理学は一般的な原理よりも個別具体的な状況を重視するため、ある職業に就いた者が行為する状況の特殊性およびそれを生み出し取り巻く職業に固有の文脈も踏まえて倫理的な諸問題を考察できる。

(11) 功利主義および義務論のこうした限界は、オークリーおよびコッキングの著書において複数の章のなかで指摘されている（Oakley and Cocking 2001）。

以上、本節では倫理理論としての徳倫理学を概観し、功利主義および義務論と比較した際の特徴を指摘し、徳倫理学の理論がどのように応用されてきたのかを整理した。次節では、行政学における徳倫理学の応用研究の状況を概観する。

3. 行政学における徳倫理学の応用研究

アメリカ行政学を中心に、徳倫理学を公務員に応用した先行研究は存在する。それらのいくつかは既に紹介した（鏡 2025）。本節では、拙稿を参照にしつつ、より詳細な先行研究の整理を試みる⁽¹²⁾。具体的には、アメリカ行政学における行政倫理研究という研究領域を紹介し、そこで蓄積されてきた徳倫理学の応用研究の成果をより包括的に検討する。そして、日本の行政倫理研究の成果を概観し、徳倫理学を含めた倫理理論の応用研究の不在という課題を指摘する。

(1) アメリカにおける行政倫理研究

行政倫理研究とは、公務員に求められる倫理の内容に関する理論的な考察および公務員による倫理的な行為の実現に資する実践的な検討を積み重ねてきた研究領域である。行政学における一研究領域であると同時に、上述の応用倫理学の一つの分野としても位置付けられうる。行政倫理研究は、世界各国の行政学および国際的な行政学会において広く取り組まれている（De Vries and Kim eds. 2011）。それらのなかでも、本稿はアメリカの行政倫理研究に着目する。その理由は、後述するように、アメリカ行政学において徳倫理学の応用研究も含めた行政倫理研究の成果が数多く蓄積されてきたからである。

クーパー（Terry L. Cooper）の学説史研究によると、アメリカ行政学

(12) そのため、本節第2項でのアメリカ行政倫理研究における徳倫理学の応用研究の成果を紹介する記述は、拙稿のそれと一定程度重複している。具体的には、リラの論文、ハートおよびフレデリクソンの論文、ならびにクーパーおよびライトによる編著の紹介が該当する（鏡 2025: 35-36）。

のなかで行政倫理研究が新たな領域として確立し始めた時期は1970年代以降となる (Cooper 2001)⁽¹³⁾。実際に、この時期のアメリカでは、一部の行政学者たちが従来の行政学における価値の問題に対する関心の低さを批判し、行政の研究および実務における社会的公平 (social equity) という倫理的な価値の実現を試みた新しい行政学 (New Public Administration) 運動を起こした (Marini ed. 1971)。また、同じ時期にウォーターゲート事件が発生し、その一つの帰結として1978年に政府倫理法 (the Ethics in Government Act) が制定されたという一連の出来事も行政の倫理に対する関心を高める契機となった。こうした流れのなかで、アメリカ行政学では行政倫理に関する研究が質量ともに充実していく。

現在では、アメリカ行政学において行政倫理研究は確立した研究領域となっている。その研究上の根拠として、1970年代以降も行政倫理研究に関する論文および研究書が一定のペースで公表されてきた事実を指摘できる (Cooper 2001 ; Jeon 2021)。さらに、アメリカ行政学会 (American Society for Public Administration: ASPA) が行政倫理を取り扱う学術誌 *Public Integrity* を定期的に刊行していることも根拠となる。くわえて、行政倫理研究の成果を包括的に整理したハンドブックおよび実践的な教科書の存在も研究の標準化および体系化の水準を示している (Cooper ed. 2001 ; Cooper 2012 ; Bowman and West 2022)。

こうした行政倫理研究における主要な関心をクーパーは以下のように列記する (Cooper 2001)。すなわち、①市民権および民主主義の理論、②徳倫理学、③建国の精神および憲法の伝統、④倫理教育、⑤組織的な文脈、⑥哲学的な理論および観点、⑦認知的道徳発達である。①、②および③は行政倫理の規範的な基盤を求める理論的な研究である。

(13) クーパーは、アメリカ行政学が創設された初期の段階から行政倫理に関する研究が定期的に公表されてきた事実を認識していた。しかし、アメリカ行政学において行政倫理に関する体系的かつ発展的な検討が行われ始めた時期はあくまでも1970年代以降であると主張した (Cooper 2001)。

④および⑤は公務員または公務員志望者への倫理教育および公務員の倫理に行政組織が及ぼす影響の検討といった実践的な研究となる。⑥には分析哲学の有用性を主張した研究、行政倫理研究自体の可能性を否定する意見に反論する研究、および公共の利益の概念が重要であると主張する研究等が含まれる。⑦はコールバーグ (Lawrence Kohlberg) の道徳発達の理論を参照に公務員の倫理の発達段階を調査する研究によって主に構成されている。クーパーの整理から、本稿がその意義を検討しようと試みている徳倫理学はアメリカ行政倫理研究において既に主要なテーマとなっていることを確認できる⁽¹⁴⁾。

(2) アメリカ行政倫理研究における徳倫理学の応用研究

先に引用した学説史研究のなかで、クーパーはアメリカの行政倫理研究において徳への関心に基づく研究が質量ともに充実し始めた時期は1980年代中盤以降であると指摘した (Cooper 2001)⁽¹⁵⁾。ここでは、アメリカ行政倫理研究における徳倫理学の応用研究の到達点を確認するために、主要な研究成果を検討する⁽¹⁶⁾。

アメリカ行政学において徳倫理学が着目された背景には、公務員の性格を検討する必要性に対する認識の広まりがあった。たとえば、リ

(14) なお、近年、チョン (So Hee Jeon) がアメリカ行政倫理研究の学説史を整理した論文においても徳倫理学は主要な関心を集めてきたことが指摘されている (Jeon 2021: 35-36)。

(15) 1980年代中盤以前にも著名な研究者が徳の重要性について言及してきた点に留意されたい。たとえば、ディモック (Marshall E. Dimock) は行政裁量の増大により、忠実さや誠実さといった徳を含む行政の哲学が必要になると主張した (Dimock 1936: 132)。また、ベイリー (Stephen K. Bailey) は公務員が倫理的なジレンマに適切に対処するためには、楽観主義、勇敢さおよび慈善で和らげられた公正さといった道徳的な資質が必要になると指摘した (Bailey 1964: 240-242)。

(16) したがって、以下ではアメリカ行政倫理研究における徳倫理学の応用研究すべての内容を紹介するわけではない。アメリカ行政倫理研究における到達点を確認するためには、代表的な研究成果の確認で十分であると判断したためである。

ラ (Mark T. Lilla) は倫理教育における合理的手法への偏重および公務員の裁量拡充に対する懸念から徳の重要性を主張した (Lilla 1981)。前者について、リラは当時の公共政策大学院等における公務員教育で普及していた倫理的な事例を合理的に分析する手法は、その道具的性質ゆえに、公務員が自らの不適切な行為を正当化する際にも利用できる」と指摘した (*Ibid.*: 13-15)。後者について、リラは公務員の裁量が拡充した結果、高位の公務員は政治家に近い裁量があるという実態を観察したうえで、裁量に基づく行為は本質的に道徳的な行為の問題であると指摘した (*Ibid.*: 16)。これらの問題に対する解決策として、リラは法の尊重、公共の利益、勇敢、不屈および熟慮といった諸徳の有用性を掲げ、公務員の徳の涵養につながる教育の必要性を主張した (*Ibid.*: 15-17)。

リラと同様の認識を抱く行政学者が、公務員に求められる徳目を検討してきた。後述するハート (David K. Hart) を筆頭に多くの行政倫理研究者は、公務員には市民と同様の徳目に加えて、その職務に特有の徳目の涵養も求められると想定する (Hart 1984)。

たとえば、フレデリクソン (H. George Frederickson) およびハートは公務員に求められる徳として、慈善からなる愛国心 (patriotism of benevolence) を主張した (Frederickson and Hart 1985)。彼らはナチスドイツとデンマークの官僚における愛国心の比較を通じて、この徳を発見した。一方で、彼らはナチスドイツの官僚は出世第一主義者 (careerist) であり、出世の手段として愛国心を理解したと批判した (*Ibid.*: 549)。他方で、デンマークの官僚の愛国心は、自国の民主主義的な価値に対するコミットメントおよび人びとに対する真の愛情から構成されていると指摘した (*Ibid.*: 549)。そして、デンマークの官僚に慈善からなる愛国心を見出した。この徳は、政治的境界内に存在するすべての人びとへの広い愛情および彼彼女らの基本的権利は保護されなければならないという義務感で構成されている (*Ibid.*: 549)。彼らは、第二次世界大戦下におけるデンマークの官僚によるユダヤ人の権利お

よび生命の保護を目的とした活動はこの徳により可能であったと理解する。その後、論文ではアメリカ建国からの民主主義的な理念を実現するにあたって、公務員による慈善からなる愛国心の発揮こそが重要になると指摘される (*Ibid.*: 549-552)。

また、クーパーは哲学者のマッキンタイア (Alasdair MacIntyre) が考案した実践 (practice) の概念を用いて公務員に求められる徳の特定を試みた (Cooper 1987)。実践とは、人びとの協調により成り立つ社会的に確立した人間活動のなかでも、それに特有の内的な善 (internal goods) を有する活動の形態を指す。マッキンタイアは実践の一例として、芸術、科学、競技、アリストテレス的な意味での政治をあげる (MacIntyre 2007: 188)。内的な善とは、その実践に従事することでのみ実現できる人間としての成長およびその実践に特有の成果の産出を意味する (Moore 2017: 57-58)。人はある実践に参加し卓越さを追求するなかで、内的な善を実現していく。この枠組みにおいて、徳は実践の従事者が内的な善を獲得するために、そして金銭、名声、地位および権力をめぐる競争に過度にこだわることによる実践の腐敗を防ぐために必要となる個人の性格特性として位置づけられる。クーパーは、行政とは公衆衛生、企画立案、会計、警察および教育といったほかの実践を繁栄させるための制度を作り管理する実践であると指摘した (Cooper 1987: 325)。彼は行政という実践に含まれる公共の利益を追求する義務、過程および手続を正当なものにする義務、ならびに同僚に対する義務を示し、それぞれの義務に含まれる内的な善およびその実現に必要な徳目を列記し説明した (*Ibid.*: 325-326)⁽¹⁷⁾。

(17) 具体的には、クーパーはそれぞれの義務における内的な善およびその実現に必要な徳目を以下のように整理している (Cooper 1987: 325-326)。まず、公共の利益を追求する義務には市民への善行および公正という内的な善が含まれ、必要な徳としては慈善、勇敢さ、合理性、公正心 (fairmindedness) および熟慮がある。つぎに、過程および手続を正当なものにする義務には国民主権、アカウントビリティおよび適正手続きといった内的な善が含まれ、必要な徳としては法の尊重、合理性、熟慮、誠実さ、

さらに、クーパーおよびライト (N. Dale Wright) が編集した *Exemplary Public Administrators: Character and Leadership in Government* において伝記的なアプローチに基づく徳の考察がなされている (Cooper and Wright eds. 1992)。この編著では、徳の模範となるような11人の公務員を対象とした伝記的な研究により、それぞれの公務員が生涯にわたってどのような徳をどのように涵養したのか、彼彼女らが日常的な業務の遂行および非日常的な重大事態に対して徳をいかに発揮したのかが研究されている。たとえば、マーシャル (George C. Marshall)、スターツ (Elmer B. Staats) およびラギアンティ (Marie F. Ragghianti) が取り上げられている⁽¹⁸⁾。結論において、クーパーは上述のマッキンタイアの実践概念を参照しながら、各章の記述を振り返ることで、それぞれの模範的な公務員による日常のおよび非日常的な場面での諸徳の発揮が行政という実践の健全さの保全に貢献した事実を指摘した (Cooper 1992)。この編著には、公務員の徳が行政にとってどのように有用であるのかを実在する公務員のキャリアの検討を通じて確認した点に意義がある。

最後に、ハートの研究を紹介したい。先に紹介したフレデリクソンとの共著論文以外にも、彼は公務員の徳に関するさまざまな研究を実施してきた (Hart 1984, 1989, 2001 ; Hart and Smith 1988)。なかでも、体制の価値 (regime values) を実現するには、有徳な市民および名誉ある

自己規律および礼節がある。最後に、同僚に対する義務には卓越の標準の向上および内的な善の実現への貢献といった内的な善があり、必要な徳としては公正心、信頼に値すること (trustworthiness)、同僚の尊重、実践に対する責任、礼節、誠実さ、熟慮、合理性および独立心がある。

(18) 模範として取り上げられた人物を章の順番に沿って列挙すると以下のとおりとなる。すなわち、ウィリー (Harvey W. Wiley)、アップルビー (Paul H. Appleby)、マーシャル (George C. Marshall)、トービン (Austin Tobin)、ハーツォグ (George B. Hartzog, Jr.)、マイヤーズ (Beverlee A. Myers)、ポーター (Elsa Porter)、スターツ (Elmer B. Staats)、ラッケルズハウス (William D. Ruckelshaus)、クープ (C. Everett Koop) およびラギアンティ (Marie Ragghianti) である。

官僚 (honorable bureaucrat) が必要であると主張した論文が有名である (Hart 1984)。体制の価値とはローア (John Rohr) が提唱した概念であり、合衆国憲法の基盤をなし、最高裁判所が解釈してきた平等、自由および所有権といった個人の権利の保護に資する価値を意味する (Rohr 1989: Chapter 2)。ハートは有徳な市民がこれらの価値の担い手であり、彼彼女らには道德哲学をすること、信念、個人の道徳的責任および礼節さといった資質が求められると指摘した (Hart 1984: 116)⁽¹⁹⁾。彼の考えでは、官僚は市民と同じ諸徳に加えて、名誉の獲得にも努めなければならない。名誉の追求はスミス (Adam Smith) が定義した知性と徳との最高の次元での結合を意味する上級の賢慮 (superior prudence) の追求であるとされる (Ibid.: 116-117)。彼によると、名誉の追求において官僚は道徳的な意義、ケアすること、道徳的な起業家精神、およびノブレス・オブリージュといった職責を果たすべきである (Ibid.: 117-118)⁽²⁰⁾。

また、ハートは *Handbook of Administrative Ethics* において公務員と徳に関する概説的な章を執筆した (Hart 2001)⁽²¹⁾。論文の前半から中

(19) それぞれの資質を説明すると以下のとおりとなる (Hart 1984: 114-116)。道德哲学をすることとは、体制の価値について吟味し、それを自らの行為と人生に反映させる知的な営みを意味する。信念とは、それが真理であるという理由から体制の価値を信じる態度である。個人の道徳的責任とは、体制の価値を擁護する義務をほかのすべての義務より優先する志向である。礼節さは自制と寛容からなり、市民は政治社会の礼節さの意味および実践を重視しなければならない。

(20) ここで、高潔な官僚が果たすべき職責を簡潔に定義しておく (Hart 1984: 116-118)。道徳的な意義とは、体制の価値の道徳的重要性を理解し、それに基づき行為する職責である。ケアすることとは人びとの最善の利益に常に配慮すると同時に、個々人をケアする職責を指す。道徳的な起業家精神とは法の強制ではなく、信頼を通じて公的な事業を遂行する職責を指す。ノブレス・オブリージュとは、社会から受けた恩恵を社会に返すという一般的な意味に加えて、努力を通じて道徳的な高貴さを獲得する職責を意味する。

(21) なお、同じハンドブックにおいて、ルーク (Jeffrey S. Luke) およびハート (David. W. Hart) が公務員の性格を検討した論文が収録されている

盤にかけて、彼は紀元前から現代に至るまでの徳に関する西洋思想の伝統を整理したうえで、多角的な観点から徳の概念を検討した。後半では、リーダーシップを発揮する地位に就く人物を選ぶ際に重要となる徳と技術的な専門性といった二つの資質の関係を検討した。ここで、彼は技術的な専門性よりも善い性格を重視して選択すべきという提案を行った (*Ibid.*: 144)。その後、アメリカの有権者によるリーダーの選択に関する実態を確認するために、徳の水準の高低および技術的な専門性の程度という二つの軸から四象限を設定し、それぞれの象限の典型例となる九人の大統領をあげている (*Ibid.*: 144-145)⁽²²⁾。最後に、彼は有徳な行政官に関する自身の見解を述べている (*Ibid.*: 145-146)。有徳な行政官は徳を自身の性格の中心に据えて、あらゆる組織上の行為を徳に基づいて決定する人物である。さらに、徳からの逸脱を防ぐために、有徳なリーダーは有徳な部下を必要とし、そうした部下を後援する義務があると指摘する。そして、有徳な行政官は自身および部下の徳を涵養する義務を自覚しているため、組織における徳の教育を唱

ることも付言しておきたい (Luke and Hart 2001)。論文ではアメリカ行政倫理研究の先行研究に加えて、哲学および心理学の研究の調査を踏まえたうえで、善い性格を備えた公務員が必要となる理由が議論されている。この論文では徳よりも広範な性格の概念に焦点が当てられており、最後の主張よりも先行研究の整理に力点が置かれているため、本文では徳に焦点をあて自らの主張の提示にも力点が置かれているハートの論文の方を取り上げた。

(22) ハートの作業の結果は以下のとおりである (Hart 2001: 143-145)。徳および技術的専門性を高い水準で保有した最も望ましい大統領として、ワシントン (George Washington)、ジェファソン (Thomas Jefferson)、リンカーン (Abraham Lincoln) およびトルーマン (Harry S. Truman) をあげる。徳は高い水準で保有しているものの、技術的専門性に欠ける二番目に望ましい大統領の例は、フーバー (Herbert C. Hoover) およびカーター (James E. Carter, Jr.) である。徳の水準は低いものの、技術的専門性を有する三番目に望ましい大統領の例は、ジョンソン (Lyndon B. Johnson) およびニクソン (Richard M. Nixon) である。最後に、徳の水準も低く、技術的専門性にも欠ける最も望ましくない大統領の例として、ハーディング (Warren G. Harding) があげられている。

道し、自らが徳の模範となるように努力する者であると示される。

これらの研究成果の蓄積を通じて、徳倫理学はアメリカ行政倫理研究の主要な関心の一角を占めるようになった。実際に、アメリカ行政学において2000年代以降も徳倫理学の応用研究は定期的に公表されてきた (Lynch and Lynch 2002 ; Nieuwenburg 2003 ; Macaulay and Lawton 2006 ; Rugeley and Van Wart 2006 ; Overeem and Tholen 2011 ; Tholen 2013 ; Bai and Moriss 2014 ; Molina 2015 ; Cram and Alkadry 2018 ; Jacobs 2018 ; Zheng et. al. 2024)。そのなかには、実践知の概念に着目し、行政におけるその重要性を指摘した論文も存在する (Kane and Patapan 2006 ; Rooney and McKenna 2008 ; van Steden 2020)。さらに、徳倫理学の普及により、徳を主題とせずとも、徳倫理学の概念および個別の徳目をモデルおよび変数に組み入れたり、提言のなかでそれらに部分的に言及したりする研究も数多く存在するようになった (Svenson et. al. 2023)。また、徳倫理学の定着を確認するにあたって、近年出版されて以降、版を重ねている行政倫理の教科書においても徳に一つの章が割り当てられている点も指摘しておきたい (Bowman and West 2022)。それでは、アメリカ行政学の影響を全般的に強く受けてきた日本の行政学において行政倫理研究はどのように進められてきたのか。次節では、この問いを検討する。

(3) 日本の行政学における現状と課題

日本の行政学においても行政の倫理を研究した成果は存在する。ここでは、日本における行政倫理の先行研究を三つの流れに沿って概括的に整理したうえで、徳倫理学の応用研究の不在という課題を指摘したい⁽²³⁾。

(23) この類型はあくまでも日本における行政倫理研究の主要な関心を概観するためのものである。したがって、この類型にあてはまらない優れた研究も存在する。たとえば、嶋田暁文は東日本大震災で起きた避難所における毛布の配分をめぐる実際の問題を念頭に、公平性および平等性をめぐる問題に取り組むための思考枠組みを整備し、避難所における毛布の配分の事例およびほかの事例への応用を通じてその有用性を検討した後に、自ら

まず、行政責任論の研究のなかで行政倫理への関心が示されてきた。行政責任論とは1940年代のフリードリッヒ (Carl J. Friedrich) およびファイナー (Herman Finer) による論争を契機に確立し、日本でも研究されてきた行政学の一研究領域である (Friedrich 1940 ; Finer 1941)⁽²⁴⁾。そこでは、行政国家が確立していく当時の状況のなかで、国民および議会の意思に基づく行政活動を誰がどのように確保していくのかが問われてきた。この問いに対して、二つの回答がある。すなわち、国民および議会といった行政外部の主体が行政を統制する方向を重視する他律的統制論および行政自身が国民および議会の意思を的確に推量し、能動的にその実現に努める方向を重視する自律的責任論である。公務員および行政組織が自律的な活動に伴う責任を自覚し果たすことを促す要因として、日本の行政学者はアメリカ行政倫理研究の学説史および成果を紹介する形で倫理に言及してきた (西尾勝 1990 ; 山谷 1991 ; 西尾隆 1995)。さらに、自律的責任論の研究を進めるにあたって徳倫理学が有用なアプローチになる可能性を指摘した拙稿もこの流れのなかに位置づけられる (鏡 2025)。

つぎに、国家公務員倫理法 (平成11年法律第129号。以下「倫理法」) に関する研究がある。日本では1990年代における公務員の不祥事の続発を受けて倫理法が制定された。この時期に、行政学者は倫理法の背景、内容、意義および課題を研究してきた⁽²⁵⁾。たとえば、倫理法案が国会で議論されている段階で、西尾隆は倫理法が普通の市民の倫理感を公

の思考枠組みに対して想定される批判に回答している (嶋田 2015)。こうした研究はアメリカを中心とする海外の行政倫理研究の紹介および制度の解説を中心としてきた日本の行政倫理研究に対してユニークな意義を有している。しかし、この研究も後述する倫理理論の応用研究ではない点に留意されたい。

(24) 行政責任論の定義および学説史については拙著を参照にした (鏡 2019 : 第2章)。

(25) 倫理法が制定される前に、中邨章はそのモデルとなったアメリカの政府倫理法に関する研究を公表している (中邨 1990)。

務員に要請する点において市民と公務員の同質性を確認する手段になると指摘し、今後の課題として自治・分権・透明性を基調とした応答型政府の精神である「対市民規律」を内面化した公務員の育成を主張した（西尾隆 1998）。また、今里滋も、行政学および行政責任論の知見を参照に倫理法案の内容を批判的に検討すると同時に、倫理法案が公務員個人の交際および裁量行使に対する責任を追及しうる点に画期性があると評価し、今後の課題は公務員による正しい行為を構成する規準および価値の客観的な定立にあると指摘した（今里 1999）。原田三朗は倫理法の成立前に、日本の行政文化および倫理を確保するための取り組みの歴史を整理し、諸外国の研究および制度も参照しながら、公務員倫理という概念に含まれる内容を明確にし、日本の倫理研修および倫理法案を批判的に解説する概説書を執筆した（原田三朗 1999）。原田久はドイツの連邦公務員倫理制度および行政学者の議論を参照に、NPM 型行政改革の推進と同時に倫理法を制定した日本ではその改革の理論的帰結である公務員の自律性拡充、インセンティブの付与による外的統制の導入および組織内分権による統一的な公務員像の希薄化への対応が今後の倫理制度の課題になりうると示唆した（原田久 2001）。

最後に、国家公務員倫理制度の運用および公務員倫理研修に関する研究がある。原田久は公務員不祥事を事業者関与型、上司関与型および本人型に類型化し、それぞれの類型に対応するためには倫理法の見直しだけではなく、内部通報およびナッジに基づく取組も含めたコンプライアンス環境を重層的に整備する必要があると指摘する（原田久 2020）。他方で、阿久澤徹は OECD の調査および諸外国の取組を参照に、公務員の内心に働きかけて自発的に倫理的な行為を促すバリュー志向の取組を現行の公務員倫理制度に導入する必要性を指摘した（阿久澤 2013, 2014）。公務員倫理研修について、原田三朗は駿河台大学で実施した「公務員倫理特論」という講義の内容をまとめた教科書を公表している（原田三朗 2007）。同書ではアメリカ行政倫理研究の教科書に類似した構成を採り、原田自身の過去の著作が参照されつつ、公務員倫

理の内容の考察、日本の倫理法制の解説、倫理研修の目標と方法に関する議論および実際の日本における倫理研修の紹介、ならびに行政組織という文脈の特殊性の検討等がなされている (*Ibid.*)。さらに、公務員研修所において倫理研修を担当してきた阿久澤および中谷常二による実践報告もある。阿久澤は、倫理的なジレンマを含む状況において公務員が自律的に意思決定できるようにするための自身の研修を紹介する (阿久澤 2020)。そして、中谷は公務員が公務の特性を理解し、よりよいものを求める態度を涵養するための研修の取組を紹介する (中谷 2015)。

日本における行政倫理研究の成果を概観すると、そこにおける倫理理論の応用研究の不在という課題を指摘できる。より具体的には、日本の行政倫理研究では、功利主義、義務論および徳倫理学といった何らかの倫理理論を行政に応用し、日本の行政の規範的な性質を把握したり、そこにおける問題点を指摘したり、改善の方針を示したりする研究はなされてこなかった。日本の行政倫理研究の主要な関心は、日本における公務員倫理制度の実態把握、課題の指摘および改善案の提示、ならびにアメリカを中心とした海外における行政倫理に関する制度および研究の紹介が中心であった。他方で、徳倫理学に限っても、アメリカ行政学ならびに日本の政治学、教育学および経営倫理学において応用研究が進められている事実は前節において指摘したとおりである。こうした状況を考慮すると、日本の行政学でも倫理理論の応用研究を進める必要性を検討すべきであると思われる。

この見解に対して、行政の倫理を研究するにあたって、必ずしも倫理理論を応用しなければならないわけではないという反論もあるであろう。実際に、西尾隆および今里は行政学における知見および成果に基づいて日本の公務員倫理制度の原型における課題を的確に指摘し、示唆に富む提言を行った。しかし、冒頭で示したように、本稿は倫理理論のなかでも徳倫理学の応用研究こそが行政学にとって有用であると主張する。そのため、最終節において自らの主張の正当性を検討し

たい。

4. 徳倫理学の応用研究がもたらす意義

本節では、徳倫理学の応用研究が日本における行政の研究および実務にもたらす意義を検討する。拙稿では徳倫理学に基づく行政研究が行政責任論におけるレスポンシビリティ研究の発展に対してもたらす意義を検討した（鏡 2025）。この節では、行政責任論も含めた行政学全体および行政の実務を対象とするより広い観点から、七つの意義を提示する。この作業の目的は、行政に対する倫理理論の応用研究を進めるにあたって功利主義および義務論よりも徳倫理学の応用が望ましいこと、ならびに徳倫理学の応用研究が行政学および行政実務のさまざまな課題の解決に有用であることを示すところにある。なお、以下の第一から第四の意義は、行政への応用において、徳倫理学の理論が有する視座の独自性がどのように発揮されるのかを示している。他方で、第五から第七の意義は、これまで行政学が議論してきたテーマへの徳倫理学の応用を通じて、どのような成果を新たに得ることができるのかを示している。

第一に、徳倫理学の応用により、公務員という職業が有する特殊性を踏まえた研究が可能となる。第2節において指摘し、第3節でアメリカ行政学における先行研究の概観を通じて確認したとおり、一般主義に含まれる功利主義および義務論と比べて、徳倫理学は当該職業に固有の文脈を捨象せずに踏まえたうえで、当該職業に従事する者が直面する倫理的な問題を考察できる。とくに公務員という職業には、ほかの民間の職業にはない特殊な性質が含まれている。具体的には、公務員は憲法を中心とする法令によって創られた職業であり、公務員に特別の法令の規制を受けながら、国民全体の奉仕者として、法令または予算等の政策を形成し執行する。政策形成は国民全体の生活に影響を及ぼす法律および予算の原案作りであり、政策実施における行政処分は個々の国民の権利義務の変動を通じて彼彼女らの人生を大きく左

右しうる。公務員という職業に特有の公共性および権力性の重要性を考慮すると、徳倫理学の特徴である個別具体の文脈の重視は行政の倫理を研究する際に必要不可欠な条件であると考えられる。

第二に、徳倫理学の応用により、多様なプロフェッションが勤務する行政の実態に即した研究が可能になる。行政組織のなかには、一般的な事務職以外にも、裁判官、検察官、弁護士、外交官、公認会計士、医師、看護師、保育士、教師、ソーシャルワーカー、警察官および自衛隊員といった多様な専門職が存在する。こうした専門職の多くは対応する専門職団体が定めた倫理綱領等で示される理念および規則を遵守しながら行政のなかで勤務する。したがって、これらの公務員の倫理を実質的に研究するためには、上の段落で述べたような公務員一般としての倫理に加え、その専門職に固有の倫理も同時に考察する必要がある。こうした研究には、一般主義的な功利主義および義務論よりも個別の文脈を重視する徳倫理学の方が適している。さらに、公務員一般の倫理とプロフェッションの倫理との識別を通じて、職務の遂行において二つの倫理が葛藤する状況を発見し、検討できる。たとえば、政治家または行政組織の上司の指示に従うか、専門職団体が重視する価値に従うかで公務員の心に葛藤が生じる場合がある (Cooper 2012: 99-104)。上で指摘した第一の意義とこの意義をあわせて、徳倫理学は公務員という職業の倫理を研究するにあたって有用なアプローチになるといえる。

第三に、徳倫理学の応用により、人びとが公務員を評価する視点と親和的な研究を遂行できる。第2節で指摘したとおり、日常において人びとは他者を倫理的に評価する際にその者の性格の善し悪しに言及している (van Zyl 2019: 7-8)。こうした事実は人びとの公務員に対する評価にも該当すると考えられる。たとえば、市民を救助しようとする警察官および消防士の行為に見られる勇敢さ、来訪した住民に対して丁寧なサービスを心掛ける窓口の職員の親切さおよび思いやり、ならびに自身が所属する組織の失敗および不祥事を正直に伝える職員の誠

実さが結果の善悪に関わらず肯定的に評価される場面は想像に難くない。他方で、公務員による冷淡、不公正または不誠実といった悪徳に基づくと思われるような行動が報道されると、国民からの大量の激しい非難が集中する事例もある⁽²⁶⁾。これらの事例から、性格に着目する徳倫理学は、人びとが抱く道徳的な直観および公務員に対して普段求めている倫理を学問的な観点から研究できる理論であるといえる。さらに、こうした理論と直観との親和性は、徳倫理学の応用研究の成果に含まれる倫理的な判断および提言が社会において受容される可能性を一定程度担保すると考えられる。

第四に、徳倫理学を通じて行政を鳥瞰的な観点から規範的かつ批判的に研究する視座を得られる点を確認しておきたい。徳倫理学では行為者が徳および実践知の涵養および発揮を通じて、人間的に成長し、善い人生を送ることが理想となる。行政は人びとがこうした理想を実現するための場になり、理想の担い手にもなりうる。具体的には、徳倫理学の観点から、行政には公務員が職業生活を通じて徳および実践知を涵養し、発揮する機会を提供する善さがある。さらに、行政には、人びとがそこで徳および実践知を涵養し発揮する場所である家族、学校、企業、NPO、宗教団体、および地域コミュニティといったさまざまな集団および組織を支援したり、それらの発展に資する制度を立案し管理したりする善さがある⁽²⁷⁾。こうした視座を通して、たとえば、

(26) たとえば、2024年5月に熊本県で開催された環境大臣と水俣病被害者団体等の8団体との懇談会において、環境省の職員が各参加団体の発言時間を3分に制限し、3分を超えて発言した者が使用していたマイクの電源を一方向的に切った運用がなされた。この対応が報道されると、国民および与野党の国会議員から多くの批判が上がり、環境大臣が熊本県に再訪し当事者に謝罪することとなった。こうした批判の背景として、懇談会における環境大臣および環境省職員の対応に被害者への冷淡さがあったと思われることも指摘できる。

(27) こうした着想を得るにあたって、第3節でも紹介したクーパーの研究、クーパーの研究が参照にしたマッキンタイアの実践概念、およびロジャース (Tristan J. Rogers) による制度の形成的な役割をめぐる議論を参照に

日本において継続的に進められてきた新自由主義的な行政改革がもたらした影響を規範的かつ批判的に研究できる。この改革のもとで、エッセンシャルワーカーも含めた行政内外の専門職を中心とするさまざまな職業に従事する人びとおよび組織に対する統制の強化ならびに予算の縮小が進められてきた(山谷・藤井・編 2021)。また、長期にわたって公務員の定数削減および非正規公務員の増加といった傾向も続いてきた。徳倫理学はこれらの改革が公務員の職務を通じた成長および社会において人びとが善い人生を追求するために存在するさまざまな場所および機会にどのような影響を与えたのかを評価する視座となるのである。

第五に、徳および実践知の概念により、公務員の裁量の適切な行使の在り方を研究できる。第3節で指摘したとおり、アメリカ行政倫理研究では公務員の裁量に対する懸念が存在し、その適切な行使を導く手段として徳が注目された(Lilla 1981)。日本においても、公務員は政策の形成および実施について広範な裁量を有している。こうした裁量の行使において、公務員が諸徳によって善い価値の実現に動機づけられたうえで、実践知によって個別具体の状況に即した仕方で自らの知識、技術および権限を活用することが望ましい(鏡 2025: 37)。実際に、実践知は個別具体の案件における適切な判断を導く概念として、さまざまな職業倫理の研究において着目されている。たとえば、バンクス(Sarah Banks)はソーシャルワークの専門職を主な事例として、専門職に特有の実践知の在り方を描写してきた(Banks and Gallagher 2009: Chapter 4; Banks 2018)。日本の行政学においても公務員に特有の実践知の在り方の考察、および有徳な公務員が実践知を発揮したと考えられる事例の研究、公務員が実践知を涵養するための公務員制度および研修の検討は、現実における政策の形成および実施の改善につながる重要な検討課題であるといえる。

した (Cooper 1987; MacIntyre 2007; Rogers 2021: Chapter 7)。

第六に、徳倫理学の概念から、日本の国家公務員倫理制度を補完する方針を構想できる。現行の日本の国家公務員倫理制度は法令遵守アプローチに近いと指摘されてきた（鏡 2016, 2025 ; 中谷 2016）。法令遵守アプローチは組織が従業員の倫理を確保するためのモデルの一つであり、非倫理的な行為の防止を目的とする。そこでは、組織は非倫理的な行為を具体的に列記した基準を示し、職員に基準の内容を周知し、職員が基準に違反していないか監視し、違反した職員を発見した場合には当該職員に制裁を課す。このアプローチおよびそれに基づく国家公務員倫理制度は、利害関係者との間でなされる非倫理的な行為を対象を限定しているためそれ以外の非倫理的な行為については直接的な抑止力を持たず、非倫理的な行為を防止する方針である以上、公務員による自律的な善い行為を促す方針としては機能しないという限界がある（鏡 2025: 38）。拙稿ではこうした限界が徳および実践知によって補完されると指摘した。なぜならば、諸徳および実践知は倫理規定の対象外となるような状況においても発揮できるものであり、定義上、徳は善い価値の実現に向けて行為者を動機づけるからである（*Ibid.*）。したがって、公務員の徳および実践知を向上させる制度および研修の検討は、日本の国家公務員倫理制度を補完する方針の考察につながる。

第七に、徳倫理学の応用により、公務に対する動機づけを規範的な観点から研究できる。近年、公務員志願者数の減少、退職する公務員の増加および行政サービスの質の確保といった課題から、公務員志望者および現職公務員の公務に対する動機づけへの関心が高まっている。公務に対する動機づけの調査はPSM（Public Service Motivation）研究で主に進められてきた。PSM研究とは、心理学的な手法を用いて主に実証的な観点から公務に対する動機づけを明らかにしようと試みる研究領域である。日本の行政学においてもPSMに関する先行研究は蓄積されてきた（林・深谷・箕輪・中嶋・梶原 2021 ; 柳 2022）。対して、徳倫理学の応用研究は規範的な観点から公務への動機づけを考察する。第2節および第3節で紹介した研究の内容を振り返ると、このアプローチの

下で、規範的な観点から公務員に求められる善い性格上の特性の特定、哲学的または思想史的な考察を通じた性格に関する概念の精緻化、および模範的な公務員の職務に対する動機づけの実態に関する研究が可能となる。すなわち、徳倫理学の応用研究はPSM研究の成果を参照しつつも、PSM研究の前提となる性格に関する概念の理論的な考察および事例研究を担当できる。

以上の意義の提示により、本節の冒頭で示した二つの目的が達成できたと考える。第一の目的は、行政学において功利主義および義務論よりも徳倫理学の応用が望ましい点を主張することにあった。上述の第一から第四の意義の検討を通じて、二つの倫理理論とは異なる徳倫理学独自の視座とそれらが有する利点を提示できた。さらに、第五から第七の意義において指摘した研究の方針も徳倫理学の中心的な概念の使用によってはじめて可能となる。他方で、第二の目的は、徳倫理学の応用研究が行政の研究および実務におけるさまざまな課題に対する有用なアプローチになるという主張を確認することであった。七つの意義のなかで触れた研究の方向性には、理論的な研究もあれば、制度の改善に資する実践的な研究も含まれる。また、徳倫理学の応用研究の対象として、公務員個人の意思決定および特定の制度の在り方だけではなく、大局的な行政改革のトレンドも含まれると指摘した。こうした多岐にわたる提言により、結果として、徳倫理学の応用研究が行政の研究および実務におけるさまざまな課題に対応できる可能性を示すことができたと考える。

5. おわりに

以上、本稿では拙稿よりも広範な観点から、徳倫理学が日本における行政の研究および実務にもたらす意義を検討した。検討の手順は以下のとおりであった。第2節では、倫理理論としての徳倫理学の研究状況を整理し、その理論の特徴とそこから生じる意義を指摘し、さまざまな研究領域における応用研究の実施状況を概観した。第3節では、

アメリカの行政倫理研究における徳倫理学の応用研究の主要な成果を紹介した一方で、日本における行政倫理研究には徳倫理学を含めた倫理理論の応用研究が存在しないという課題を指摘した。第4節では、日本の行政学において徳倫理学の応用研究を進める意義を示すため、それが日本における行政の研究および実務にもたらしうる意義を七つの項目にわたって列記した。これらの検討を通じて、本稿はその目的を一定程度達成したと考えている。

本稿の意義は、徳倫理学の応用研究を進めるにあたって最低限必要となる考察を実施した点にある。拙稿は行政責任論におけるレスポンスビリティ研究の進展に対して徳倫理学が有する可能性を中心に検討を進めてきた（鏡 2025）。この研究では行政責任論の先行研究を整理し、その限界を指摘した後で、徳倫理学の有用さを検討するという構成をとったため、徳倫理学の理論の紹介および意義の検討に充てられる紙幅を十分に取れなかった。対して、本稿では本論の冒頭となる第2節において徳倫理学の理論をより詳細に紹介し、功利主義および義務論といった他の倫理理論との比較を通じて徳倫理学の意義をより説得的に示し、国内外のさまざまな研究領域における徳倫理学の応用研究の状況を整理できた。さらに、第3節では拙稿よりも多くのアメリカ行政倫理研究における徳倫理学の応用研究の成果を紹介し、日本の行政倫理研究における到達点および課題に対する包括的な検討を実施できた。最後の節では、行政責任論も含めたより広範な行政の研究および実務一般に対して徳倫理学の応用研究が有する意義を提示できた。当然、本稿における検討は完全ではないものの、今後の応用研究を進めるにあたって満足できる水準の基盤を整備できたのではないかと考える。

他方で、本稿では、拙稿に残されたもう一つの課題である徳倫理学の応用研究の実施まで対応できなかった。確かに、第4節における検討を通じて、徳倫理学の応用研究が行政学の深化および行政実務の改善につながるさまざまな成果を産出する可能性を提示できた。しかし、

これらの成果を生じさせるためには実際に応用研究を実施しなければならない。したがって、拙稿および本稿において整備した基盤に基づいて、応用研究を遂行していく必要がある。日本の行政学において徳倫理学の応用研究が不在である状況を考慮すると、まずは基本的かつ根本的な応用研究上の課題に取り組むことが望ましい。その一例として、拙稿の最後に示した四つの課題があげられる。すなわち、日本の公務員に求められる徳目の考察、日本の行政組織が有徳な公務員を確保する方針の検討、徳と法的価値、政治的価値および経済的価値といった諸価値との関係の整理、ならびに公務員がどの程度まで徳を発揮しなければならないのかの考察といった課題がある（鏡 2025: 38-39）。これらの課題の検討にあたって、とくに、第2節で言及した徳の文化相対性に留意する必要がある。具体的には、特定の時代、文化、地域および職業ごとに徳の意味および徳目は相対的であるため、徳倫理学を応用する以上、現代における日本の行政という文脈を意識して研究を進めなければならない。

付記

この研究は JSPS 科研費23K12006の助成を受けた研究成果の一つである。

謝辞

本稿の草案に対してコメントをいただいた金沢大学の奥田恒准教授に御礼申し上げます。

参考文献

- 赤林朗・児玉聡編（2018）『入門・倫理学』勁草書房。
 阿久澤徹（2013）「公務員倫理問題への新アプローチ」『政策科学』20（2）、1-11。
 阿久澤徹（2014）「公務員倫理施策はどうあるべきか」『試験と研修』19、39-45。

- 阿久澤徹 (2020) 「倫理的判断力や政策分析力の向上をねらった倫理研修の展開」『試験と研修』56、35-39。
- アリストテレス (2014) 『ニコマコス倫理学』岩波書店。
- 今里滋 (1999) 「行政改革と公務倫理」『年報行政研究』34、63-86。
- 大塚祐一 (2017) 「ロバート・ソロモンの「共同体としての企業」論—その意義と課題をめぐって—」『日本経営倫理学会誌』24、213-225。
- 大塚祐一 (2019) 「インテグリティとは何か」『日本経営倫理学会誌』26、103-115。
- 大塚祐一 (2022) 「稲盛経営哲学の徳倫理的考察—「人生・仕事の成功方程式」を中心として—」『麗澤経済研究—高巖博士記念論文集—』53-60。
- 鏡圭佑 (2016) 「日本における公務員倫理の課題—法令の遵守から自律的な判断へ—」『同志社政策科学院生論集』5、11-25。
- 鏡圭佑 (2019) 『行政改革と行政責任』晃洋書房。
- 鏡圭佑 (2025) 「行政責任論の発展に対して徳倫理学に基づく研究が有する意義の考察」『同志社政策科学研究』26 (5)、29-41。
- 神崎宣次・佐藤静・寺本剛編 (2023) 『倫理学』昭和堂。
- 菊池理夫・有賀誠・田上孝一編 (2019) 『徳と政治—徳倫理と政治哲学の接点—』晃洋書房。
- 嶋田暁文 (2015) 「「公平性・平等性」要請に起因する硬直的な行政対応とその克服方策—行政倫理の豊潤化と「臨床行政学」の提唱に向けて—」『住民行政の窓』418、2-19。
- 杉本俊介 (2017) 「内部告発問題に対する徳倫理的アプローチ—ハーストハウスによる道徳的ジレンマの分析を応用する—」『日本経営倫理学会誌』24、199-211。
- 杉本俊介 (2022) 「組織の徳倫理学—組織不祥事を評価する枠組みの提案—」『日本経営倫理学会誌』29、253-265。
- 杉本俊介 (2023) 「経営理念に表れる日本企業の徳—テキストマイニングを用いて—」『日本経営倫理学会誌』30、49-59。
- 立花幸司編 (2023) 『徳の教育と哲学—理論から実践、そして応用まで—』東洋館出版社。
- 土田健次郎 (2011) 『儒教入門』東京大学出版会。
- 中邨章 (1990) 「アメリカにおける行政倫理の確立—利益抵触と「公職倫理法」の経験をとおして—」『季刊行政管理研究』51、17-28。
- 中谷常二 (2015) 「公務員の職業倫理教育についての一考察」『日本経営倫理学会誌』22、33-45。
- 中谷常二 (2016) 「新しい公務員倫理研修の在り方を考える」『試験と研修』32、26-31。
- 奈良雅俊 (2018) 「倫理理論」赤林朗・児玉聡編『入門・倫理学』勁草書房、27-50。

- 西尾隆 (1995) 「行政統制と行政責任」西尾勝・村松岐夫編『講座行政学 第6巻—市民と行政—』有斐閣、267-308。
- 西尾隆 (1998) 「公務員倫理と行政改革」『自治総研』24 (7)、30-62。
- 西尾勝 (1990) 『行政学の基礎概念』東京大学出版会。
- 林嶺那・深谷健・箕輪允智・中嶋茂雄・梶原静香 (2021) 「公共サービス動機づけ (Public Service Motivation) と職務満足度等との関連性に関する実証研究—最小二乗回帰と分位点回帰による特別区職員データの分析—」『年報行政研究』56、165-188。
- 原田三朗 (1999) 『新・公務員倫理—行動のルールとモラル—』ぎょうせい。
- 原田三朗 (2007) 『公務員倫理講義—信頼される行政のために—』ぎょうせい。
- 原田久 (2001) 「公務員倫理に関する覚書」『アドミニストレーション』8 (1・2)、165-185。
- 原田久 (2020) 「日本における行政のコンプライアンス」『年報行政研究』55、46-63。
- 宮本久雄 (2002) 「徳」大貫隆・名取四郎・宮本久雄・百瀬文晃編『岩波キリスト教辞典』岩波書店、807-808。
- 柳至 (2022) 「官僚のパブリック・サービス・モチベーションと職務満足」北村亘編『現代官僚制の解剖—意識調査から見た省庁再編20年後の行政—』有斐閣、135-156。
- 山谷清志 (1991) 「行政責任論における統制と倫理—学説史的考察として—」『修道法学』13 (1)、141-198。
- 山谷清志・藤井誠一郎編 (2021) 『地域を支えるエッセンシャル・ワーク—保健所・病院・清掃・子育てなどの現場から—』ぎょうせい。
- Annas, J. (2011) *Intelligent Virtue*, Oxford University Press. (相澤康隆訳 (2019) 『徳は知なり—幸福に生きるための倫理学—』春秋社。)
- Anscombe, G. E. M. (1958) “Modern Moral Philosophy,” *Philosophy*, 33 (124), 1-19. (生野剛志訳 (2021) 「現代道德哲学」大庭健編『現代倫理学基本論文集Ⅲ：規範倫理学篇②』勁草書房、141-181。)
- Bai, X. and Morris, N. (2014) “Leadership and Virtue Ethics: A Daoist Approach,” *Public Integrity*, 16 (2), 173-186.
- Bailey, S. K. (1964) “Ethics and the Public Service,” *Public Administration Review*, 24 (4), 234-243.
- Banks, S. (2018) “Practising Professional Ethical Wisdom: The Role of ‘Ethics Work’ in the Social Welfare Field,” in David Carr ed., *Cultivating Moral Character and Virtue in Professional Practice*, Routledge, 55-69.
- Banks, S. and Gallagher, A. (2009) *Ethics in Professional Life: Virtues for Health and Social Care*, Palgrave Macmillan.
- Bowman, J. S. and West, J. P. (2022) *Public Service Ethics: Individual and Institutional Responsibility*, Third Edition, Routledge.

- Carr, D. and Steutel, J. eds. (1999) *Virtue Ethics and Moral Education*, Routledge.
- Cooper, T. L. (1987) "Hierarchy, Virtue, and the Practice of Public Administration: A Perspective for Normative Ethics," *Public Administration Review*, 47 (4), 320-328.
- Cooper, T. L. (1992) "Conclusion: Reflecting on Exemplars of Virtue," in T. L. Cooper and N. D. Wright eds., *Exemplary Public Administrators: Character and Leadership in Government*, Jossey-Bass, 324-340.
- Cooper, T. L. (2001) "The Emergence of Administrative Ethics as a Field of Study in the United States," in T. L. Cooper ed., *Handbook of Administrative Ethics*, Second Edition, Marcel Dekker, 1-36.
- Cooper, T. L. ed. (2001) *Handbook of Administrative Ethics*, Second Edition, Marcel Dekker.
- Cooper, T. L. (2012) *The Responsible Administrator: An Approach to Ethics for Administrative Role*, Sixth Edition, Jossey-Bass.
- Cooper, T. L. and Wright, N. D. eds. (1992) *Exemplary Public Administrators: Character and Leadership in Government*, Jossey-Bass.
- Cram, B. and Alkadry, M. (2018) "Virtue Ethics and Cultural Competence: Improving Service One Administrator at a Time," *Journal of Public Affairs Education*, 24 (4), 518-537.
- Dancy, J. (2004) *Ethics without Principles*, Oxford University Press.
- De Vries, M. S. and Kim, P. S. eds. (2011) *Value and Virtue in Public Administration: A Comparative Perspective*, Palgrave.
- Dimock, M. E. (1936) "The Criteria and Objectives of Public Administration," in J. M. Gaus, L. D. White and M. E. Dimock, *The Frontiers of Public Administration*, University of Chicago Press, 116-133.
- Finer, H. (1941) "Administrative Responsibility in Democratic Government," *Public Administration Review*, 1 (4), 335-350. Reprinted in W. M. Bruce ed. (2001) *Classics of Administrative Ethics*, Westview Press, 5-26.
- Foot, P. (1977) "Euthanasia," *Philosophy & Public Affairs*, 6 (2), 85-112.
- Foot, P. (1978) *Virtues and Vices and Other Essays in Moral Philosophy*, University of California Press.
- Frederickson, H. G. and Hart, D. K. (1985) "The Public Service and the Patriotism of Benevolence," *Public Administration Review*, 45 (5), 547-553.
- Friedrich, C. J. (1940) "Public Policy and the Nature of Administrative Responsibility," in C. J. Friedrich and E. S. Mason eds., *Public Policy 1*, Harvard University Press, 3-24.

- Harrison, T. and Walker, D. I. eds. (2018) *The Theory and Practice of Virtue Education*, Routledge.
- Hart, D. K. (1984) “The Virtuous Citizen, the Honorable Bureaucrat, and ‘Public’ Administration,” *Public Administration Review*, 44, 111-120.
- Hart, D. K. (1989) “A Partnership in Virtue Among All Citizens: The Public Service and Civic Humanism,” *Public Administration Review*, 49 (2), 101-105.
- Hart, D. K. (2001) “Administration and the Ethics of Virtue: In All Things Choose First for Good Character and then for Technical Expertise,” in T. L. Cooper ed., *Handbook of Administrative Ethics*, Second Edition, Marcel Dekker, 131-150.
- Hart, D. K. and Smith, P. A. (1988) “Fame, Fame-Worthiness, and the Public Service,” *Administration & Society*, 20 (2), 131-151.
- Hursthouse, R. (1991) “Virtue Theory and Abortion,” *Philosophy & Public Affairs*, 20 (3), 223-246. (林誓雄訳 (2011) 「徳理論と妊娠中絶」江口聡編・監訳『妊娠中絶の生命倫理—哲学者たちは何を議論したか—』勁草書房、215-247。)
- Hursthouse, R. (1999) *On Virtue Ethics*, Oxford University Press. (土橋茂樹訳 (2014) 『徳倫理学について』知泉書館。)
- Jacobs, R. M. (2018) “Developing Ethical Competence: Some Considerations Regarding Virtue, Deliberation, Intention, and Guilt,” *Public Integrity*, 20 (Supplement 1), S5-S17.
- Jeon, S. H. (2021) “Public Administration Ethics: Looking Back and Moving Forward,” in T. A. Bryer ed., *Handbook of Theories of Public Administration and Management*, Edward Elgar Publishing, 30-42.
- Kane, J. and Patapan, H. (2006) “In Search of Prudence: The Hidden Problem of Managerial Reform,” *Public Administration Review*, 66 (5), 711-724.
- Lilla, M. T. (1981) “Ethos, Ethics, and Public Service,” *Public Interest*, 63 (1), 3-17.
- Luke, J. S. and Hart D. W. (2001) “Character and Conduct in the Public Service: A Review of Historical Perspective,” in T. L. Cooper ed., *Handbook of Administrative Ethics*, Second Edition, Marcel Dekker, 529-554.
- Lynch, T. D. and Lynch, C. E. (2002) “Virtue Ethics: A Policy Recommendation,” *Public Administration Quarterly*, 25 (4), 462-495.
- Macaulay, M. and Lawton, A. (2006) “From Virtue to Competence: Changing the Principles of Public Service,” *Public Administration Review*, 66 (5), 702-710.

- MacIntyre, A. (1981) *After Virtue: A Study in Moral Theory*, University of Notre Dame Press.
- MacIntyre, A. (2007) *After Virtue: A Study in Moral Theory*, Third Edition, University of Notre Dame Press.
- Marini, F. ed. (1971) *Toward a New Public Administration: The Minnowbrook Perspective*, Chandler Publishing Company.
- Molina, A. D. (2015) “The Virtues of Administration: Values and the Practice of Public Service,” *Administrative Theory & Praxis*, 37 (1), 49-69.
- Moore, G. (2017) *Virtue at Work: Ethics for Individuals, Managers, and Organizations*, Oxford University Press.
- Nieuwenburg, P. (2003) “Can Administrative Virtue Be Taught?: Educating the Virtuous Administrator,” *Public Integrity*, 5 (1), 25-38.
- Oakley, J. and Cocking, D. (2001) *Virtue Ethics and Professional Roles*, Cambridge University Press.
- Overeem, P. and Tholen, B. (2011) “After Managerialism: MacIntyre’s Lessons for the Study of Public Administration,” *Administration & Society*, 43 (7), 722-748.
- Peterson, A. and Arthur, J. (2021) *Ethics and the Good Teacher: Character in the Professional Domain*, Routledge.
- Peterson, A., Arthur, J. and Varghese, J. (2022) *Ethics and the Good Nurse: Character in the Professional Domain*, Routledge.
- Rachels, J. and Rachels, S. (2015) *The Elements of Moral Philosophy*, Eighth Edition, McGraw Hill Education. (次田憲和訳 (2017) 『現実をみつめる道徳哲学—安楽死・中絶・フェミニズム・ケア—』晃洋書房。)
- Rogers, T. J. (2021) *The Authority of Virtue: Institutions and Character in the Good Society*, Routledge.
- Rohr, J. A. (1989) *Ethics for Bureaucrats: An Essay on Law and Values*, Second Edition, Marcel Dekker.
- Rooney, D. and McKenna, B. (2008) “Wisdom in Public Administration: Looking for a Sociology of Wise Practice,” *Public Administration Review*, 68 (4), 709-721.
- Rugeley, C. and Van Wart, M. (2006) “Everyday Moral Exemplars: The Case of Judge Sam Medina,” *Public Integrity*, 8 (4), 381-394.
- Russell, D. C. (2021) “The Reciprocity of the Virtues,” in Mario De Caro and Maria Silvia Vaccarezza eds., *Practical Wisdom: Philosophical and Psychological Perspectives*, Routledge, 8-28.
- Sandler, R. L. (2007) *Character and Environment: A Virtue-Oriented Approach to Environmental Ethics*, Columbia University Press. (熊坂元

大沢 (2022) 『環境徳倫理学』 勁草書房。

Slote, M. (2001) *Morals from Motives*, Oxford University Press.

Svenson, F., Steffen, B., Harteis, C. and Launer, M. A. (2023) “Before Virtuous Practice. Public and Private Sector-Specific Preferences for Intuition and Deliberation in Decision-Making,” *Public Integrity*, 25 (5), 494-506.

Swanton, C. (2003) *Virtue Ethics: A Pluralistic View*, Oxford University Press.

Tholen, B. (2013) “Dirty Hands or Political Virtue?: Walzer’s and MacIntyre’s Answers to Machiavelli’s Challenge,” *Public Integrity*, 15 (2), 187-202.

van Steden, R. (2020) “Blind Spots in Public Ethics and Integrity Research: What Public Administration Scholars Can Learn from Aristotle,” *Public Integrity*, 22 (3), 236-244.

van Zyl, L. (2019) *Virtue Ethics: A Contemporary Introduction*, Routledge.

Zheng, G., Ma, M., Wu, Z. and Wang, Y. (2024) “Bringing Public Virtue Back: How Does Ethical Leadership Impact Street-Level Bureaucrats’ Enforcement Style?,” *Public Personnel Management*, 53 (3), 406-430.